# IASB<sup>®</sup> Update

**SIFRS** 

From the International Accounting Standards Board

# IASB and joint IASB-FASB Update 2019 年 7 月

IASB Update は、国際会計基準審議会(審議会)の予備的決定を示している。IFRS®基準、修正及びIFRIC®解釈指針に関する審議会の最終的な決定は、IFRS 財団及びIFRS 解釈指針委員会「デュー・プロセス・ハンドブック」に示されているとおり正式に書面投票が行われる。

審議会は 2019 年 7 月 22 日 (月)、24 日 (水)及び 25 日 (木) にロンドンの IFRS 財団の事務所で会合した。

トピックは、議論した順に、以下のとおりであった。

- IFRS for SMEs 基準の見直しとアップデート
- 適用に関する事項:IFRIC アップデート
- 負債の流動又は非流動への分類(IAS 第1号の修正)
- のれんと減損
- 経営者による説明
- 共通支配下の企業結合
- 資本の特徴を有する金融商品
- 料金規制対象活動
- 開示に関する取組み
- 基本財務諸表
- IBOR 改革と財務報告への影響
- 動的リスク管理

さらに、IASB は財務会計基準審議会(FASB)との合同会議を 2019 年 7 月 23 日に、これも IFRS 財団のロンドン事務所で開催した。

トピックは、議論した順に、以下のとおりであった。

- セグメント報告
- 基本財務諸表/財務業績報告
- 資本の特徴を有する金融商品/負債と資本の区別
- IBOR 改革
- のれんと減損/識別可能な無形資産及びのれんの事後の会計処理
- 開示に関する取組み/開示フレームワーク
- 適用
  - ◇ 収益
  - **♦ リース**

# 関連情報

## 今後の IASB 会議 :

2019年9月23—27日 2019年10月21—25日 2019年11月18-22日

# IASB Update ニュース レターのアーカイブ

過去の IASB Update は **こちら** 

#### 要約のポッドキャスト

過去の IASB ボード会議 の要約のオーディオ(ポッドキャスト)は**こちら** 

#### プロジェクト作業計画

プロジェクト作業計画は こちら

## IASB 会議

# IFRS for SMEs 基準の 2019 年包括レビュー(アジェンダ・ペーパー30)

審議会は 2019 年 7 月 22 日に会合し、IFRS for SMEs 基準の 2019 年包括レビュー(2019 年レビュー)について議論した。特に、審議会は、2019 年レビューの一環として公表する情報要請で、IFRS for SMEs 基準を IFRS for SMEs 基準に組み込まれていない IFRS 基準及び修正と合わせるべきかどうか及びどのように合わせるべきかについて意見を求めるべきかどうかを議論した。

#### IFRS 第3号「企業結合」(アジェンダ・ペーパー30A)

審議会は、情報要請において、IFRS for SMEs 基準を IFRS 第 3 号「企業結合」と合わせることについて意見を求めることを決定した。審議会は、次のようにすべきかどうかについて意見を求めることを決定した。

- a. 段階取得に関する要求事項を IFRS for SMEs 基準に導入する。14 名の審議会メンバーのうち 12 名がこの決定に賛成し、2 名が反対した。
- b. 導入する場合には、そのような要求事項を IFRS 第 3 号に合わせる。14 名の審議会メンバーのうち 10 名がこの決定に賛成し、4 名が反対した。
- c. 取得関連コストを取得時に費用として認識する。14名の審議会メンバーのうち11名がこの決定に賛成し、3名が反対した。
- d. 条件付対価を当初認識時に公正価値で測定することを要求する。14名の審議会メンバーのうち 11名がこの決定に賛成し、3名が反対した。
- e. 過大なコスト又は労力についての免除を拡張して、条件付対価の測定に適用する。14名の審議会 メンバーのうち11名がこの決定に賛成し、3名が反対した。
- f. 事業の定義を合わせる。14名の審議会メンバーのうち13名がこの決定に賛成し、1名が反対した。

審議会は、情報要請において、IFRS for SMEs 基準の要求事項の次のような修正は意図していない旨を明確化することを決定した。

- a. 非支配持分を公正価値で測定する選択肢の導入
- b. 企業結合で取得した無形資産の認識についての認識規準の変更
- c. 集合的な人的資源を認識してはならない旨の明確化
- d. 再取得した権利に関しての追加的なガイダンスの提供
- 14 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

#### IFRS 第 10 号「連結財務諸表」 (アジェンダ・ペーパー30B)

審議会は、情報要請において、IFRS for SMEs 基準を IFRS 第 10 号「連結財務諸表」と合わせることについて意見を求めることを決定した。審議会は、次のようにすべきかどうかについて意見を求めることを決定した。

- a. IFRS for SMEs 基準の第 9 章における支配の定義を IFRS 第 10 号と合わせる。14 名の審議会メンバーのうち 10 名がこの決定に賛成し、4 名が反対した。
- b. 企業が投資先に対する直接のパワーを議決権のみから有している場合に企業は投資先を支配しているという推定を維持する。14名の審議会メンバーのうち11名がこの決定に賛成し、3名が反対した。

審議会は、情報要請において、投資企業の会計処理についての例外を IFRS for SMEs 基準に導入することは意図していない旨を明確化することを決定した。14 名の審議会メンバーのうち 11 名がこの決定に賛成し、3 名が反対した。

#### IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」(アジェンダ・ペーパー30C)

審議会は、情報要請において、IFRS for SMEs 基準を IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」と合わせることは意図していない旨を明確化することを決定した。14 名の審議会メンバーのうち 8 名がこの決定に賛成し、6 名が反対した。

#### IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」(アジェンダ・ペーパー30D)

審議会は、情報要請において、IFRS for SMEs 基準を IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」と合わせることに対する 3 つのアプローチについて意見を求めることを決定した。具体的には、審議会は次のことについて意見を求めることを決定した。

- a. 情報要請において示すべき3つのアプローチ
  - i. 代替案 1 IFRS for SMEs 基準の第 23 章を修正して、第 23 章と IFRS 第 15 号の適用結果 の間の明確な差異を除去するが、第 23 章の大規模な手直しは行わない。
  - ii. 代替案 2 一 第 23 章を全面的に書き直し、IFRS 第 15 号の諸原則及び文言を反映する。
  - iii. 代替案 3 一 第 23 章の修正を 2019 年レビューから省く。
  - 14 名の審議会メンバーのうち 13 名がこの決定に賛成し、1 名が反対した。
- b. 代替案 1 を合致に対しての選好するアプローチとして識別すること。14 名の審議会メンバーの うち 10 名がこの決定に賛成し、6 名が反対した。
- c. 審議会が代替案1又は代替案2を使用する公開草案に進む場合に、移行日現在ですでに進行中であるか又は移行日後所定の期間内に完了する予定である契約について、現行の収益の会計処理を継続することを認めることによって、移行時の救済措置を設けるべきかどうか。14名の審議会メンバーのうち10名がこの決定に賛成し、4名が反対した。

#### IFRS 基準の修正及び IFRIC 解釈指針(アジェンダ・ペーパー30E)

審議会は、IFRS for SMEs 基準を IFRS for SMEs 基準に組み込まれていない IFRIC®解釈指針及び IFRS 基準の修正と合わせることについてのスタッフ提案をレビューした。審議会は、情報要請においてこれらの提案に関する意見を求めることを決定した。14名の審議会メンバーのうち 13名がこの決定に賛成し、1名が反対した。

#### 今後のステップ

2019 年 9 月に、審議会は、IFRS for SMEs 基準を IFRS for SMEs 基準に組み込まれていない基準と 修正に合わせるべきかどうか及びどのように合わせるべきかについて、引き続き議論する。

# 適用に関する事項:IFRIC アップデート(アジェンダ・ペーパー12)

審議会は2019年7月22日に会合し、適用に関する問題について議論した。

審議会は IFRS 解釈指針委員会の 2019 年 6 月会議についてのアップデートを受けた。この会議の詳細は「IFRIC Update」で公表された。

審議会は何も決定を求められなかった。

# 負債の流動又は非流動への分類 (IAS 第 1 号の修正) (アジェンダ・ペーパー29)

審議会は 2019 年 7 月 22 日に会合し、公開草案「負債の分類」(IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の 第 69 項から第 76 項の修正を提案している)に対するコメントについて引き続き議論した。

#### 持分決済要素のある負債(アジェンダ・ペーパー29A)

IAS 第 1 号の第 69 項(d)は、相手方の選択で資本性金融商品の発行により決済される可能性があるという負債の条件は、流動又は非流動の分類に影響を与えないと述べている。

審議会は、この記載が適用されるのは、複合金融商品の資本部分として負債と区分して認識される相手方の転換選択権のみである旨を明確化するように IAS 第1号を修正することを暫定的に決定した。企業自身の資本性金融商品の移転により決済される可能性があるという負債の他の条件は、当該負債の流動又は非流動への分類に影響を与える。

14 名の審議会メンバーのうち 13 名がこの決定に賛成し、1 名が反対した。

#### 経過措置及び早期適用 (アジェンダ・ペーパー29B)

審議会は次のことを暫定的に決定した。

- a. 企業がこの修正を IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って遡及適用することを要求する。
- b. IFRS 基準を初めて採用する企業に対する免除は設けない。
- c. 企業がこの修正を発効日前に適用すること(早期適用)を認めるが、修正を早期適用する企業には、その旨を開示することを要求する。

14 名の審議会メンバーのうち 13 名がこの決定に賛成し、1 名が反対した。

#### 今後のステップ

今後の会議で、審議会は、本プロジェクトについて実施したデュー・プロセスの手順をレビューし、 書面投票プロセスを開始する許可をスタッフに与えるかどうかを決定し、修正の発効日を選択する。

# のれんと減損 (アジェンダ・ペーパー18)

審議会は 2019 年 7 月 22 日に会合し、本プロジェクトについてどのような種類の協議文書を公表すべきかを議論した。審議会は、このリサーチ・プロジェクトの次の段階としてディスカッション・ペーパーを公表することを決定した。

14名の審議会メンバーのうち13名がこの決定に賛成し、1名が反対した。

審議会は、本プロジェクトについて実施したデュー・プロセスの手順をレビューした。

14 名の審議会メンバー全員が、審議会は適用されるデュー・プロセスの手順に準拠してきたことに納得し、書面投票のためにディスカッション・ペーパーを作成するようスタッフに指示した。

審議会は、ディスカッション・ペーパーについて 180 日のコメント期間を設定することも決定した。 14 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

#### 経営者による説明(アジェンダ・ペーパー15)

審議会は2019年7月22日に会合し、次のことについて議論した。

- a. 改訂後の IFRS 実務記述書第 1 号「経営者による説明」(実務記述書)に含めるべき、有用な財務情報の質的特性に関するガイダンスの開発に対するアプローチ アジェンダ・ペーパー15A
- b. 目的適合性及び重要性についての判断の行使に関して、改訂後の実務記述書に含めるべきガイダンス アジェンダ・ペーパー15B

# 質的特性に関するガイダンスに対してのアプローチ (アジェンダ・ペーパー15A)

アジェンダ・ペーパー15Aは、改訂後の実務記述書を次のようにする計画を示している。

- a. 「財務報告に関する概念フレームワーク」における記述に基づいて、各質的特性についての簡潔な記述を含める。
- b. 経営者による説明に含める情報の性質によりガイダンスが必要とされる場合には、特定の質的特性の考慮に関しての具体的なガイダンスを設ける。このガイダンスのいくつかの側面は、アジェンダ・ペーパー15Bで議論している。

審議会は何も決定を求められなかった。

#### 目的適合性及び重要性についての判断の行使(アジェンダ・ペーパー15B)

審議会は、改訂後の実務記述書に、経営者による説明を作成する際の重要性の判断の行使に関しての次のようなガイダンスを導入することを暫定的に決定した。

- a. 実務記述書第2号「重要性の判断の行使」(重要性の実務記述書)からのガイダンスの主要な要素を、必要な場合には、重要性の実務記述書におけるより詳細なガイダンスへの相互参照で補強して、織り込む。
- b. 経営者による説明の性質が財務諸表の性質とは異なることにより必要である場合に、追加的なガイダンスを提供する。
- c. 重要性のプロセスの説明、特に重要性のある情報の識別に焦点を当てる。

14 名の審議会メンバーのうち 13 名がこの決定に賛成し、1 名が反対した。

さらに、審議会は、改訂後の実務記述書における重要性のある情報についてのガイダンスを次のようなものとすることを暫定的に決定した。

- a. 経営者による説明の諸要素(内容要素)に関しての実務記述書におけるガイダンスを、そのよう な情報の識別の主要な源泉として認識する。
- b. 重要性のある情報を識別する際の主要な利用者の一般的な情報ニーズの考慮に関して、次のようなガイダンスを示す。
  - i. 重要性のある情報の識別と経営者による説明の目的との間の明示的な関連付けを行う。後者は、企業への将来の正味キャッシュ・インフローの見通しの評価及び企業の経済的資源についての経営者の受託責任の評価にあたって有用な情報を提供することである。
  - ii. 経営者による説明において議論する必要があるかもしれない事項を経営者が識別するのに役立つ可能性のある実務上の情報源を記述する。
- c. 一環性のある説明を提供するために、そうした事項に関してどのような情報を各内容要素において提供すべきなのかを経営者がどのように検討するのかを記述する。

14 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

最後に、審議会は、改訂後の実務記述書に、経営者に次のことを促すような重要性のプロセスの他の 手順についてのガイダンスを含めることを暫定的に決定した。

- a. 重要性の判断を行う際に定量的要因を評価するにあたって、影響の大きさだけなく、ある事項が 生じる確率を考慮する。
- b. 経営者による説明においてどのような情報を企業が提供する必要があるのかを評価するにあたって、適切な集約レベルを考慮する。
- c. 経営者による説明の中で情報を構成するにあたって、異なる情報の間の関連付けを強調する。

14 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

# 今後のステップ

審議会は、忠実な表現の基本的な質的特性と補強的な質的特性についてのガイダンスについて今後の会議で議論する。審議会は、経営者による説明の諮問グループの追加の会議が 2019 年 12 月に行われ

ることに留意した。この追加の会議からのインプットを考慮するための時間を与えるため、予定されている公開草案の公表は、2020年の前半ではなく後半の予定となっている。

# 共通支配下の企業結合(アジェンダ・ペーパー23)

審議会は 2019 年 7 月 22 日に会合し、共通支配下の企業結合についてのリサーチ・プロジェクトについて議論した。

#### BCUCC に対する潜在的な持分投資者(アジェンダ・ペーパー23A)

審議会は、受入企業の非支配株主に影響を与える取引及びそのような株主に影響を与えない取引に関しての、結合企業に対する潜在的な持分投資者の情報ニーズについて議論した。

審議会は何も決定を求められなかった。

#### 測定アプローチをどのように適用できるか(アジェンダ・ペーパー23B)

審議会は、代替的な測定アプローチが本プロジェクトの範囲に含まれる取引にどのように適用できるかの概要及び審議会がそうしたアプローチを開発する際に考慮することが必要となる疑問について議論した。

審議会は何も決定を求められなかった。

#### 今後のステップ

審議会は、本プロジェクトの範囲に含まれる取引の会計処理方法についての議論を今後の会議で継続する予定である。

# 資本の特徴を有する金融商品(アジェンダ・ペーパー5)

審議会は 2019 年 7 月 24 日に会合し、ディスカッション・ペーパー「資本の特徴を有する金融商品」において示された審議会の提案に対するフィードバックの要約を聞いた。この要約は、ディスカッション・ペーパーの以下のセクションに関するものであった。

- a. セクション1 目的、範囲及び課題
- b. セクション 6 表示
- c. セクション7 開示
- d. セクション8 契約条件

審議会は何も決定を求められなかった。

#### 今後のステップ

審議会は今後の会議で本プロジェクトの方向性について議論する。

#### 料金規制対象活動(アジェンダ・ペーパー9)

審議会は 2019 年 7 月 24 日に会合し、規制資産及び規制負債についての開発中の会計モデル(モデル)について議論した。アジェンダ・ペーパー9 は、情報目的のみで、審議会が行ったモデルの特徴を決定する暫定的な決定の要約を示したものである。

#### モデルと IFRS 第3号「企業結合」との相互関係(アジェンダ・ペーパー9A)

審議会は、IFRS 第3号の認識及び測定の原則の例外として、企業は企業結合で取得した規制資産及び引き受けた規制負債をモデルの認識及び測定の原則に従って認識し測定すべきであると暫定的に決定した。

14 名の審議会メンバーのうち 10 名がこの決定に賛成し、4 名が反対した。

#### モデルの適用(アジェンダ・ペーパー9B-9C)

審議会は、企業がモデルを下記の状況のいずれかにどのように適用するのかについて議論した。

- a. 規制上の合意の期間が、顧客に課される将来の料金を通じて規制資産が回収されるか又は規制負債が履行される期間よりも短いか又は短い可能性がある。又は
- b. 財務報告日において、企業がボーナスを受ける権利を得る(又はペナルティの支払義務が生じる)かどうかが未確定である。

審議会は何も決定を求められなかった。しかし、審議会はスタッフに、状況(a)を今後のボード会議での議論のためにさらに分析するよう依頼した。

#### 協議文書―公開草案かディスカッション・ペーパーか(アジェンダ・ペーパー9D)

審議会は、本プロジェクトについての協議文書は、IFRS 第 14 号「規制繰延勘定」を置き換える新しい基準の公開草案とすべきであると決定した。

14名の審議会メンバーのうち13名がこの決定に賛成した。1名は欠席した。

#### 影響分析(アジェンダ・ペーパー9E)

審議会は、本プロジェクトの全体を通じて、暫定的な決定を行う際にモデルの可能性の高い影響を検討してきた。今回の会議で、審議会はそれらの可能性の高い影響の要約をレビューした。

審議会は何も決定を求められなかった。

#### デュー・プロセス及び書面投票プロセス開始の許可(アジェンダ・ペーパー9F)

審議会は、モデルを開発する際に行ったデュー・プロセスの手順をレビューした。14名の審議会メンバーのうち13名が、審議会が適用されるデュー・プロセスの手順に準拠してきたことに納得したことを確認し、スタッフに書面投票のために公開草案を作成するよう指示した。1名は欠席した。

審議会は、本公開草案について 120 日のコメント期間を設定することも決定した。

14 名の審議会メンバーのうち 10 名がこの決定に賛成し、3 名が反対した。1 名は欠席した。

1名の審議会メンバーが、公開草案における提案に反対票を投じる予定である。

#### 今後のステップ

スタッフは、下記の論点について2019年9月に審議会と議論する予定である。

- a. モデルの適用に関して、上のセクションで記載した状況(a)のさらに詳細な分析
- b. これまでに扱ったものに加えて、IFRS 基準との他の相互関係の分析
- c. 経過措置
- d. 他の IFRS 基準の修正

審議会は、公開草案を2020年第1四半期に公表する予定である。

# 開示に関する取組み一的を絞った基準レベルでの開示のレビュー(アジェンダ・ペーパー11)

審議会は 2019 年 7 月 24 日に会合し、IAS 第 19 号「従業員給付」における開示目的の修正について議論した。アジェンダ・ペーパー11A は、スタッフ提案を要約したものであった。

# IAS 第 19 号の開示目的一確定給付制度(アジェンダ・ペーパー11B)

ハイレベルの、多様な状況に対応できる開示目的

審議会は、確定給付制度について、ハイレベルの、多様な状況に対応できる開示目的を IAS 第 19 号 に含めることを暫定的に決定した。このような目的は、とりわけ、具体的な開示目的(これもこの IASB Update において示している)を満たすために提供される情報の集約及び分解を扱う。14 名の審議会メンバーのうち 13 名がこの決定に賛成し、1 名が反対した。

#### 具体的な開示目的

審議会は、IAS 第 19 号に詳細かつ具体的な開示目的を含めることを暫定的に決定した。これらの目的は、財務諸表利用者が次のことをできるようにする情報の開示を企業に要求することになる。

- a. 企業の財務業績の計算書、財政状態計算書及びキャッシュ・フロー計算書において、確定給付制 度から生じた金額及び当該金額の内訳を理解すること。14名の審議会メンバー全員がこの決定 に賛成した。
- b. 次のことを理解すること。
  - i. 企業の確定給付制度によって提供される給付の性質
  - ii. 当該制度によって企業が晒されるリスク (特に投資リスク) の性質及び程度
  - iii. 制度及び関連するリスクの管理についての企業の戦略
  - 14 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。
- c. 確定給付制度債務から生じる期待将来キャッシュ・フロー及び当該キャッシュ・フローの性質を 理解すること。14 名の審議会メンバーのうち 11 名がこの決定に賛成し、3 名が反対した。
- d. 新規の加入者に対して閉鎖された制度の加入者に対して支払が引き続き行われ、企業が依然として義務を有している期間を理解すること。14名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。
- e. 確定給付制度債務を算定する際に用いた重要な年金数理上の仮定を理解すること。14名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。
- f. 報告期間の期首から期末までの確定給付負債又は資産の純額の変動の決定要因を理解すること。 14 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

審議会はスタッフに、文案作成の際にこれらの決定をどのように明確化するのが最善なのかを考慮するよう指示した。

# 利用者のその他の情報ニーズ

審議会は、下記に関しての財務諸表利用者の情報ニーズを扱うための具体的な開示目的を開発しないことを暫定的に決定した。

- a. IAS 第 19 号で要求されている評価に対しての確定給付制度の代替的な評価。14 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。
- b. さまざまな仮定に対する確定給付制度債務の感応度。14名の審議会メンバーのうち13名がこの 決定に賛成し、1名が反対した。
- c. 将来の確定給付制度債務の予測。14名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

#### IAS 第 19 号の開示目的―確定給付制度以外の従業員給付制度(アジェンダ・ペーパー11C)

#### 確定拠出制度

審議会は、IAS 第 19 号に、確定拠出制度が企業の財務業績計算書及びキャッシュ・フロー計算書に どのように影響を与えるのかを財務諸表利用者が理解できるようにする情報を開示することを企業に要 求する、ハイレベルの、多様な状況に対応できる開示目的を含めることを暫定的に決定した。14 名の 審議会メンバーのうち 12 名がこの決定に賛成し、2 名が反対した。

複数事業主制度及びグループ制度

審議会は、次の会計処理をする企業は、次のようにすべきであると暫定的に決定した。

- a. 複数事業主制度又はグループ制度を確定給付制度として会計処理する企業は、確定給付制度についての開示目的に準拠すべきである。14名の審議会メンバーの全員がこの決定に賛成した。
- b. 複数事業主制度を確定拠出制度として会計処理する企業は、確定拠出制度についての開示目的に 準拠すべきである。14名の審議会メンバーの全員がこの決定に賛成した。

審議会は、複数事業主制度又はグループ制度に対する負担分を、確定拠出制度であるかのように会計処理する企業は、次のものに準拠すべきであると暫定的に決定した。

- a. 確定拠出制度についての開示目的
- b. 財務諸表利用者が次のことを理解できるようにする情報を開示するための具体的な開示目的
  - i. 確定給付制度で提供される給付の性質
  - ii. 当該制度によって企業が晒されるリスク(特に投資リスク)の性質及び程度
  - iii. 当該制度及び関連するリスクの管理についての企業の戦略

14 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

#### その他の従業員給付

審議会は、IAS 第 19 号に、ハイレベルの、多様な状況に対応できる開示目的を含めることを暫定的に決定した。このような目的は、財務諸表利用者が次のことを理解できるようにする情報を企業が開示することを要求することになる。

- a. 解雇給付及びその他の長期従業員給付の性質
- b. それらの給付が企業の財務業績計算書、財政状態計算書及びキャッシュ・フロー計算書にどのように影響を与えるか

14 名の審議会メンバーのうち 11 名がこの決定に賛成し、3 名が反対した。

審議会は、IAS 第 19 号に、短期従業員給付が企業の財務業績計算書及びキャッシュ・フロー計算書にどのように影響を与えるのかを財務諸表利用者が理解できるようにする情報を開示することを企業に要求する、ハイレベルの、多様な状況に対応できる開示目的を含めることを暫定的に決定した。14 名の審議会メンバーのうち 10 名がこの決定に賛成し、4 名が反対した。

#### 今後のステップ

今後の会議で、審議会は次のことについて議論する。

- a. IAS 第 19 号における提案されている開示目的を満たすために使用できる情報項目
- b. IFRS 第 13 号「公正価値測定」における開示目的、及び当該目的を満たすために使用できる情報 項目

#### 基本財務諸表(アジェンダ・ペーパー21)

審議会は2019年7月24日に会合し、次のことについて議論した。

- a. 基本財務諸表プロジェクトにおける審議会の暫定的な決定を反映するための、IAS 第 34 号「期中財務報告」の考え得る修正
- b. 経営者業績指標の定義を満たす、売上総利益に類似する小計について、経営者業績指標について の開示要求を免除すべきかどうか
- c. キャッシュ・フロー計算書における利息及び配当の分類に関する暫定的な決定を変更すべきかどうか

- d. 調整後1株当たり利益の計算における分子を、定義された小計又は経営者業績指標に基づく金額 に制限するように IAS 第 33 号「1 株当たり利益 | を修正すべきかどうか
- e. デュー・プロセスの手順及び書面投票プロセス開始の許可

#### IAS 第 34 号「期中財務報告」の修正(アジェンダ・ペーパー21A)

審議会は、要約期中財務諸表において企業に次のことを要求するように IAS 第 34 号を修正することを暫定的に決定した。

- a. 経営者業績指標についての要求事項を適用する。14名の審議会メンバーのうち10名がこの決定に賛成し、2名が反対した。2名は欠席した。
- b. 適用初年度においてのみ、財務業績の計算書における小計についての修正された要求事項を適用する。すなわち、企業は、その新たな要求事項の適用初年度中の要約期中財務諸表において新たな小計を表示することを要求されることになる。14名の審議会メンバーのうち8名がこの決定に賛成し、5名が反対した。1名は欠席した。

#### 経営者業績指標と売上総利益に類似する小計 (アジェンダ・ペーパー21B)

審議会は、次のことを暫定的に決定した。

- a. 「売上総利益に類似する小計」を、経営者業績指標ではない小計のリストに追加する。
- b. そのような小計を「(ある種類の)収益と、その収益を獲得する際に発生した直接関連費用との 差額を表すもの|として記述する。
- c. 「売上総利益に類似する」小計(正味受取利息など)及び「総利益に類似する」ものとは考えられない小計の例の網羅的でないリストを提供する。

14 名の審議会メンバーのうち 13 名がこの決定に賛成した。1 名は欠席した。

#### キャッシュ・フロー計算書における利息及び配当の分類(アジェンダ・ペーパー21C)

審議会は、キャッシュ・フロー計算書における利息及び配当の分類に関する暫定的な決定を再確認することを暫定的に決定した。14名の審議会メンバーのうち11名がこの決定に賛成し、2名が反対した。1名は欠席した。

# 経営者業績指標及び調整後1株当たり利益(アジェンダ・ペーパー21D)

審議会は、調整後1株当たり利益の計算における分子を、定義された小計又は経営者業績指標に基づく金額に制限するようにIAS 第33号[1株当たり利益]を修正することを暫定的に決定した。14名の審議会メンバーのうち13名がこの決定に賛成した。1名は欠席した。

#### デュー・プロセスと書面投票プロセスの開始の許可(アジェンダ・ペーパー21E)

審議会は、

- a. 公開草案について 180 日のコメント期間を設けることを決定した。14 名の審議会メンバーのうち 13 名がこの決定に賛成した。1 名は欠席した。
- b. 本プロジェクトにおいて行ったデュー・プロセスの手順をレビューした。14名の審議会メンバーのうち13名が、審議会が適用されるデュー・プロセスの手順に準拠してきたと納得したことを確認し、スタッフに書面投票のために公開草案を作成するよう指示した。1名は欠席した。

2名の審議会メンバーは、公開草案における提案に反対票を投じるかどうかを決定する前に、詳細な文言をレビューする必要があると述べた。

#### 今後のステップ

スタッフは書面投票のための公開草案を作成する。

# IBOR 改革と財務報告への影響(アジェンダ・ペーパー14)

審議会は 2019 年 7 月 25 日に会合し、公開草案「金利指標改革」(IFRS 第 9 号「金融商品」及び IAS 第 39 号「金融商品:認識及び測定」の修正を提案している)に対するフィードバックについてのスタッフの分析について議論した。

審議会は何も決定を求められなかった。

#### 今後のステップ

今後の会議で、審議会は、公開草案に対してコメント提出者が提起したいくつかの問題を再審議するとともに、IBOR 改革プロジェクトの次のフェーズに関する審議を開始する。

# 動的リスク管理(アジェンダ・ペーパー4)

審議会は 2019 年 7 月 25 日に会合し、動的リスク管理 (DRM) リサーチ・プロジェクトについて議論した。

#### コア・モデルのデモンストレーション (アジェンダ・ペーパー4B)

このプレゼンテーションは、DRM 会計モデルに関する審議会の暫定的な決定を、モデルがどのように機能するのかを示す設例とともに要約したものであった。

審議会は何も決定を求められなかった。

#### 運用上の簡素化(アジェンダ・ペーパー4C)

アジェンダ・ペーパー4C は、DRM 会計モデルの簡素化(具体的にはベンチマーク・デリバティブに 焦点を当てたもの)について議論した。時の経過とともに、ベンチマーク・デリバティブはデリバティ ブのポートフォリオとなることから、このペーパーは、ポートフォリオの中のデリバティブの数を削減 するための集約の方法を探求した。このペーパーは、ベンチマーク・デリバティブの集約は、満期日、 支払日及び金利ベースが同一である場合に認められるものとすることを提案していた。

14 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

#### 実務上の適用及び開示の焦点領域 (アジェンダ・ペーパー4D)

審議会は次のことを暫定的に決定した。

- a. DRM 会計モデルの適用は任意とすべきである。
- b. 開示の焦点領域(下記)を設定する。

審議会は、開示の焦点領域は、利用者が次のことを行うのを支援するものとすべきであると暫定的に 決定した。

- a. 企業のリスク管理戦略を理解し評価すること
- b. 経営者が当該戦略を達成する能力を評価すること
- c. 現在及び将来の経済的資源に対する影響を理解すること
- d. モデルの適用による企業の財務諸表に対する影響を理解すること

14 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

#### 今後のステップ

今後の会議で、審議会は、コア・モデルに関しての利害関係者の意見の収集に対するアプローチについて議論する予定である。

# FASB と国際会計基準審議会の合同会議

FASBが、2019年7月23日に下記に関する教育セッションのために審議会と会合した。

- a. FASB のセグメント報告プロジェクト(アジェンダ・ペーパー27)。両審議会は、当該プロジェクトについてのアップデートを受け、FASB が検討しているセグメント報告(Topic 280)の的を絞った改善に対するフィードバックについて議論した。
- b. IASB の基本財務諸表に関するプロジェクト及び FASB の財務業績報告に関するプロジェクト (アジェンダ・ペーパー21)。両審議会は、両方のプロジェクトについてアップデートを受け、議論した。両審議会は、公開草案を 2019 年末までに公表するという IASB の計画を聞いた。
- c. IASB の資本の特徴を有する金融商品に関するプロジェクト及び FASB の負債と資本の区別に関するプロジェクト(アジェンダ・ペーパー5)。両審議会は、FASB が当初の審議を完了し、公開草案を 2019 年末までに公表する予定であると聞いた。両審議会は、IASB の 2018 年 6 月に公表されたディスカッション・ペーパー「資本の特徴を有する金融商品」における提案及び利害関係者からのフィードバックの概要説明を受けた。両審議会は、両者のプロジェクトについてフィードバックを提供した。
- d. IASB の IBOR 改革に関するプロジェクト及び FASB の参照金利改革に関するプロジェクト(アジェンダ・ペーパー14)。両審議会は、IASB の公開草案「金利指標改革」における提案及び利害関係者からのフィードバックの概要説明を受けた。両審議会は、参照金利改革プロジェクトに関する最近の FASB の暫定的な決定の要約の説明を受け、公開草案を 2019 年末までに公表するという FASB の予定を聞いた。
- e. IASB ののれんと減損に関するプロジェクト及び FASB の識別可能な無形資産とのれんの事後の会計処理に関するプロジェクト(アジェンダ・ペーパー18)。両審議会は、両方のプロジェクトについてのアップデートを聞き、FASB のコメント募集について議論するとともに、のれんの会計処理のさまざまな側面、特に次のことについて議論した。
  - i. 開示の質の改善
  - ii. 減損のみのモデルの使用に対してののれんの償却
  - iii. 減損テストの簡素化
- f. IASB の開示に関する取組み一的を絞った基準レベルでの開示のレビューのプロジェクト及び FASB の開示フレームワーク・プロジェクト(アジェンダ・ペーパー11)。両審議会は、従業員 給付及び公正価値測定についての開示要求について、経験及び利害関係者からのフィードバック を共有した。両審議会は、FASB がこれらの要求事項の修正を 2018 年 8 月に最終確定し、IASB が利害関係者からのフィードバックに照らして修正の可能性を検討していることを聞いた。
- g. 収益認識基準(IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」及び Topic 606「顧客との契約から生じる収益」)及びリース基準(IFRS 第 16 号「リース」及び Topic 842「リース」)の適用を支援するそれぞれの活動に対する利害関係者のフィードバック(アジェンダ・ペーパー12)。

両審議会は何も決定を求められなかった。

Note that the information published in this newsletter originates from various sources and is accurate to the best of our knowledge. However, the Board, the IFRS Foundation, the authors and the publishers do not accept responsibility for any loss caused by acting in reliance on the material in this publication, whether such loss is caused by negligence or otherwise.

本ニュースレターで公表される情報は、さまざまな情報源から作成しており、我々の知識の限りにおいて正確なものである。当審議会、 IFRS 財団、執筆者及び発行者は、本出版物の内容を信頼して行為を行うことにより生じる損失については、当該損失が過失により生じたものであれ他の原因により生じたものであれ責任を負わない。

# Copyright © IFRS Foundation コピーライト © IFRS 財団 ISSN 1474-2675